

編集後記

今年は身近な会議を通じて、物事を決定することの難しさ、コストの大きさを痛感させられています。一大学、一学部のことを決めることですらアノ状況では、いわんや国レベルになるとその膨大さは計り知れないところではあります。それにしても今の国会・政府の現状は酷い状況を晒しているなと思いますが――。

またそういう状況では、得々と立法に結びつけるためのノウハウを伝授する人まで世に出てきて面白いです。確かに、政党内のPTやWGの動きに合わせて意見提出をすとか、有効ではあろうと思いますが、一般国民からすると内輪の話をされても、とってしまいます（もちろん、国民各人が政治的主張を共にする政党に入る位じゃないとダメという声も聞こえてきそうですが）。

いずれにしても、従前の議論を踏まえて次の議論が進むという性質を手続は有しています。そこから立てられた手続上の原則に、例えば、一旦決まったことを前提の変更もないのに軽々しく覆さない（一事不再議・理、蒸返し禁止）、矛盾した内容を主張しないとか、議論の最中に適時に応答しなかった主張を後になって主張しない（信義誠実の原則）等があります。今回はその意義、民主制における重要性について認識を深めることができました。また久々に、憲法39条や民事訴訟法の各条文（2・114・142・157・338条）などを確認するいい機会になったと思います。

さて、お届けする第14巻第1号ですが、当初投稿申込みの出足が鈍く、刊行が遅れることも覚悟しましたが、会員皆様のご協力により無事、ここ数年来の刊行時期に間に合う運びになりました。本当にありがとうございました。また次回以降、震災関連の研究の成果も出てくる頃かとも思います。ご期待下さい。

（窪 幸治）